

## オランダにおけるワークフェア改革

—「給付所得より就労を」—

水島 治郎

### ■ 要約

オランダでは労働党を主体とした紫連合政権が1994年に成立したが、2期8年続いたこの政権下では「給付所得より就労を」の合言葉のもとに積極的な福祉国家改革が進められ、所得保障に偏っていた従来の諸制度が就労促進を最優先に再編をとげた。本稿ではこの改革について、分権的な被用者保険制度の統合、雇用政策と福祉政策との連動、就労支援サービス市場の形成といったいくつかの重要な特徴に注目し、その展開を明らかにすることを試みる。

### ■ キーワード

オランダ、ワークフェア改革、大陸型福祉国家、就労不能保険、就労支援サービス

### はじめに

戦後の先進諸国で発達をとげた福祉国家が現在、大きな転換点に立っていることは間違いない。高齢化による福祉給付受給者の大幅な増加、脱工業社会の到来と生活スタイルの変化を背景にした家族形態・雇用形態の変容、さらには経済のグローバル化の進展などの社会経済的な変化を受けて、従来福祉国家を支えてきた基盤は大きく揺らいでいる。もちろん、ひとたび築かれた福祉国家はすでに広範な受益者層を創出しており、その大幅な見直しには政治的抵抗も強い。しかし概してみれば1980年代以降、先進諸国では大なり小なり福祉国家改革が進められており、かつてエスピン・アンデルセンが分類した有名な「自由主義型」「社会民主主義型」「保守主義型」福祉レジームのそれぞれにおいて、従来の特徴を超える変化が生じつつあることも確かである(Esping-Andersen 1999)。

この点で、1990年代から現在に至るオランダの改革は、先進国の福祉国家改革のあり方と方向性

を考える上で極めて興味深い。オランダでは1994年から2002年まで労働党のcockを首班とする連合政権が二期継続したが、この政権下で、従来キリスト教民主主義政党優位のもとで形成され、「保守主義型」あるいは「大陸型」福祉国家の特徴を色濃く持つオランダの福祉国家は重大な変化をとげた。特に福祉給付受給者の所得保障から就労促進への転換、すなわちワークフェア改革はその中心であり、改革の結果として各種の社会保険や公的扶助は、「給付所得より就労を」をキー・コンセプトとして就労促進に明確に舵を切ることになった。

この改革はおおむね三つの柱からなる。第一は分権的な被用者保険制度の抜本的改革。大陸型福祉国家に一般的である、職域に基礎を置く分権的な被用者保険は廃止され、政府の責任のもとで一元的な管理・運営がなされる統一的な保険制度が導入された。第二は福祉と雇用の連携の開始。「雇用・所得センター」の設置、公的扶助や失業保険の受給資格への就労義務の導入などの制度

改革により、従来分断されていた福祉政策は明確に雇用政策と連動するようになり、所得保障に偏っていた福祉給付は就労との結びつきが大幅に強化された。第三は職業能力の開発をはじめとする、就労支援の大幅強化。受給者への職業訓練・職業紹介などの就労支援サービスが大規模に導入されたほか、失業者の吸収を目指して公的雇用が拡大した。

以上三点にまとめられる改革の結果、オランダにおける福祉国家は戦後最大の変化をとげた。またこれらの改革が、大陸諸国で一般的に見られる中間団体の強い影響力を排除する「政治主導」の方向で進められ、かなりの程度実現したことも興味深い。そこで本論文では、オランダで90年代以降進展したこのワークフェア改革の展開を具体的に明らかにし、先進諸国の福祉国家改革のあり方を考える一助としたい。特に日本においても近年、長期失業者に対する就労促進策が議論されているところであるが、そのさいオランダの改革例は少なからぬ示唆を与えるように思われる。

## I ワークフェア改革とオランダ型福祉国家

### 1 ワークフェア改革

近年の福祉国家改革の多くに共通していることは、改革を通じて福祉給付受給者、あるいはその予備軍の就労を促進し、労働市場への統合を進めるワークフェア改革がその重要な柱となっていることである。このように現在ワークフェアが脚光を浴びている背景としては、以下の二点があげられるだろう。

第一は、福祉国家の財政的問題である。高齢化や医療技術の進歩によって福祉支出は増加する一方、福祉支出を支える高率の税・社会保険料は経済のグローバル化による国際競争の激化によって重荷となっている。特にEMU参加によって財政政策の手足を縛られたヨーロッパ諸国は、健全財

政の実現のために各国で福祉支出の削減が至上命題となった。このような環境の変化のもと、ワークフェア改革を通じて福祉給付の受給者を税・社会保障負担の負担者に転換し、課税ベースを拡大することで福祉国家の維持が目指されている。

第二は、社会的な配慮である。特に90年代後半に各国で政権に到達した社会民主主義政党において、この社会的配慮はワークフェア推進の重要な動機となっているように思われる。すなわち「第三の道」の唱道者であるギデンズが強調するように、長期の福祉給付への依存は、結果的に彼らの社会的排除を誘発し、社会を分断させる(Giddens 1998)。むしろ労働市場への参加を通じてその社会的包摂を進めていくことが必要とされる。とりわけ技術革新の著しい今日、労働技能を維持し絶えず向上させていくためには、職業訓練や労働過程への不断の参加が不可欠と考えられている。

ワークフェア改革は主に二つの柱からなる(宮本2002a, 2002b)。第一は就労努力の義務化であり、福祉給付支給の前提条件として就労努力が課される。受給者は失業給付や公的扶助の給付にさいし、担当官との定期的面接はもちろん、公的雇用への就労や職業訓練プログラムへの参加が義務付けられ、違反があれば給付停止などのペナルティを受ける。第二は個々人の就労可能性(employability)の向上を目指す就労支援である。すなわち、職業紹介や職業訓練などを通じて受給者の就労チャンスを上向きさせていく方法であり、スウェーデンなどで幅広く展開されたいわゆる積極的労働市場政策の中心的な政策手段でもある。前者を重視する改革をワークファースト・モデル、後者を重視する改革をサービスインテンシブ・モデルとして分類することもある。

福祉国家レジームの従来の三区分は、このワークフェア改革をめぐる二つの方向性と関連性があるだろうか。近年の改革において、英米などの自

由主義レジームでは、前者のペナルティ重視の改革に力点を置く傾向が強い。ブレア政権の「福祉のニューディール」やクリントン政権による「貧困家庭一時扶助」制度は、いずれも就労忌避者に対する制裁を大幅に強化しており、ワークファースト・モデルに近い。これに対し北欧の社会民主主義レジームでは、従来から充実していた就労支援体制を活かしつつ、後者の就労可能性の向上に重点を置く。スウェーデンでは、IT教育や起業支援など産業構造の変化に対応した就労支援が拡充されており、サービスインテンシブ・モデルの典型とみることができる。この二つのレジームの場合は、従来のレジームが保持してきた特性をある程度活かしながらワークフェア改革が進められているといえそうである。

しかし大陸型福祉国家の場合、従来の特性をそのまま活用するワークフェア改革は極めて困難と思われる。この点をオランダに即してみよう。

## 2 オランダにおける福祉国家の構造

オランダでは、他の大陸ヨーロッパ諸国の多くと同様、キリスト教民主主義政党が政権のかなめを占め、福祉国家の諸制度の形成に強い影響を与えてきた(van Kersbergen 1995)。特に以下の2点特徴的である。第一は福祉国家の分権性。オランダではカトリック政党がサブシディアリティ原則(補助性原理)、カルヴァン派政党が領域主権論をイデオロギー的基盤としていたが、これらはいずれも個々の集団の自治と自立を重視し、国家の関与を限定することを説くものであり、政策にも色濃く反映された。すなわち、失業保険などの被用者保険は産業別の労使自治に基づいて運営されたばかりか、貧困者救済や高齢者ケア・医療保健サービスにおいても宗派系の団体を含む多数の民間非営利団体が実施主体となってきた。国家の役割は、原則として財政支援と執行の監督に限られてきたのである。第二は福祉国家の受動性。福祉

給付受給者への所得保障を重視する一方、受給者に義務を課すことはまれであり、「受動的」で「寛大な」福祉国家が形成されてきた。オランダを含む多くの大陸諸国では家族を基本単位と考え、家計維持者たる男性勤労者、すなわち男性稼得者への所得保障を重視してきたが、その結果、一家の生計を断つ可能性のある制裁措置には極めて慎重であり、就労の義務付けには関心が薄かった。福祉政策と雇用政策は事実上分断されていたのである。また個々人の職業能力の開発・職業紹介といった就労支援も発達せず、むしろ早期退職制度などを用い、中高年労働者の労働市場からの退出を促すことに重点が置かれていた(水島 2002)。

容易に想像できるように、これらのオランダ型福祉国家の特徴の多くは、ワークフェア改革において活用できる制度的遺産というより、むしろワークフェア改革が克服すべき対象そのものであった。すなわちオランダで実際に生じたように、「寛大な」給付と就労支援の欠如の結果、特に経済成長が鈍化し、産業構造の転換期を迎えると福祉給付の受給者は増加の一途をたどっていく。社会保障負担を「外部化」できる分権的制度ゆえに、労組や雇用者も受給者の抑制や雇用促進に関心は薄く、むしろ労働者のリストラ手段として積極的に制度を利用する傾向にあるが、これは結果的に保険料負担の上昇を通して賃金コストを押し上げ、ますます雇用を縮小させる。こうして「雇用なき福祉(welfare without work)」と呼ばれる悪循環が始まってしまう(Hemerijck et al. 2000)。オランダをはじめとする大陸諸国の多くが80年代以降同様の問題を抱え、英米や北欧諸国と比較して格段に高い失業率に苦しんできたのは周知の通りである(下平 2001)。

これに対して、90年代以降のオランダのワークフェア改革は、以上のような大陸型福祉国家の構造的問題そのものの克服を目指したものと考えることができる。しかもそのさい、ワークファースト・

モデルとサービスインテンシブ・モデルの両モデルの特徴を併せ持つ改革が進められてきたことが指摘できよう。さきにオランダの改革を三つに分類し、①分権的被用者保険制度の抜本的改正、②福祉と雇用の連動、③就労支援の大幅強化、として要約できると述べた。このうちまず①被用者保険制度の改正は、従来の大陸型福祉国家の弱点である分権性を改める試みとして理解できる。また②福祉と雇用の連動に関しては、従来福祉給付を事実上付随義務なく支給していたあり方を改め、受給者にも相応の義務を求めるワークファースト・モデルに近い改革である、といえる。そして③就労支援の強化については、公的資金によって受給者の就労可能性を高めるものであり、サービスインテンシブ・モデルに近い改革である、とみることができる。すなわちオランダの改革は、①大陸型モデル特有の分権性を克服しつつ、②ワークファースト・モデル、③サービスインテンシブ・モデルの双方の特徴を採り入れることで就労の促進を試みたものである、と位置付けることができる。以下で歴史を振り返りながら具体的にみていきたい。

## II オランダにおける福祉国家の困難

1970年代半ばまで福祉国家の整備を進めてきたオランダは、二度の石油危機を経て、極めて困難な時期を迎えることになる。原油価格の大幅上昇は国際経済への依存度の高いオランダ経済に強い打撃を与え、オランダはかつてないインフレと景気後退に見舞われた。しかも豊富な天然ガスの輸出に支えられて経常収支は黒字を続けたため、実質為替レートは上昇し、これが輸出産業の国際競争力を低下させる結果となった。60年代まで続いた事実上の完全雇用状態は一変し、失業も急増した。インフレ抑制を重視する政府は70年代後半から緊縮政策に転じ、金融引き締めを図るが、これは70年代末から80年代初頭にかけて企業倒産と

大規模な合理化を促進し、失業を一層深刻化させる結果となった。83年には失業率は12%に達する。しかし個々の企業の合理化の努力にもかかわらず、社会保障負担の急増、そして賃金コストの増大は企業収益を大幅に低下させた。財政赤字も拡大し、いわゆる「オランダ病」と呼ばれる状態が出現した。

しかもオランダでは、失業と並んで就労不能保険(労働障害保険)の受給者も大幅に増加した。この就労不能保険は、疾病保険適用にかかる休業期間(12カ月)を経た被用者を対象として、病気・災害など発生原因を問わず、当該被用者が業務外の原因も含めて就労が全面的・あるいは部分的に困難である場合に、疾病保険と同様、従前賃金(部分的就労不能の場合は減額された賃金)の80%を給付するというものである。1967年に従来の災害・障害保険に代わって導入された就労不能保険法(Wet op de Arbeidsongeschiktheid)に基づく。70年には27万8000人にすぎなかった受給者数は、年率9%の勢いで増えて80年には二倍以上の60万8000人に達し、80年代以降も増加の一途をたどる。本来なら失業保険の対象となるべき被用者が多数、この就労不能保険の適用を受けていたとみられている<sup>1)</sup>。

受給者が大幅に増えた理由として、就労不能保険独特の給付基準の緩さが指摘できる。就労不能の判定に当たっては、疾病・障害の種類や業務関連性の有無は一切問われない。しかも当該労働者の就労期間・保険加入期間の長短にかかわらず、従前賃金の80%が全額支給された。また73年には、部分的な就労不能者の大半に対しても全額給付を認める「労働市場配慮」が導入され、審査は一層緩和される。本来就労不能者は、審査によって就労不能程度が15%から100%に及ぶ7段階に区分され、給付額もこれに応じて決定されるはずであった。しかし部分的な就労不能者の大半は、従前の職に見合う再就職が困難であるという「労

働市場配慮」により、原則的に全面的就労不能と判断された。最低ランクの就労不能度15%と見なされ得る場合でさえ多くは100%と判断され、結果的に審査対象の8~9割が就労不能度100%と審査される状況だった。大陸型福祉国家の社会保険に所得保障の色彩が強いことは既に指摘した通りだが、オランダの就労不能保険はその点で最も「寛大」な所得保障制度だったといえるかもしれない。

しかも各産業の労使代表が構成して審査と給付に当たる産業保険組合は、受給者数を抑制するどころか、むしろ労使それぞれの思惑から審査基準を実質的に緩め、この就労不能保険を積極的に利用した。まず雇用者にとって、この就労不能保険は不況下で解雇に代わる手軽な余剰人員削減の手段となった。雇用規制が厳しく、解雇にさいして地域労働基準局の許可が義務付けられているオランダでは、賃金コスト削減のための解雇は容易ではなく、しかも労使紛争を誘発する可能性も高い。しかし就労不能保険を利用することで、特に人件費の高い中高年労働者を削減し、合理化を進めることが可能となったのである。また労組側にも就労不能保険は魅力的だった。原則として支給期間に制限のない就労不能保険は、最長でも支給期間が2年6カ月である失業手当より明らかに有利であり<sup>2)</sup>、再就労の義務も伴わない。また開始後2年間は解雇が禁止されている。このような手厚い身分保障を提供する離職手段として、多くの労働者が就労不能保険を志向した。特に50歳以上の被用者の場合、一般老齢年金の支給が始まる65歳まで従前賃金の80%を保障するこの保険を、事実上の早期退職手当として利用することが多く、企業もこれを促進した。オランダにおける就労不能保険は、大陸諸国で広く用いられている早期退職制度と同様の機能をもっていたといえる。

また産業保険組合が行う審査は、組合外部の共同医療サービス機構 (Gemeenschappelijke

Medische Dienst)の医師が診察して作成する勧告に基づき行われており、その点では審査の客観性が保たれるはずだった。しかし、実際にはこの共同医療サービス機構の執行委員会も、労使選出委員が圧倒的多数を占めていた<sup>3)</sup>。そして「労働市場配慮」に基づき100%給付を望む労使の意向を汲み取った結果、前述のように大半のケースで機械的に就労不能度100%との勧告を作成し、実質的なチェックはほとんど行われなかった。

この就労不能保険制度には、本来は受給者の就労復帰を促進する仕組みが備わっていた。保険給付の一部は、受給者の職業教育や再訓練といった現物給付によって行うべきことが想定されていたのである。しかし現実にはこの再訓練関連に投じられた費用は1991年で総予算の0.06%にすぎず、再就労の促進には全く効果を発揮しなかった。こうして給付抑制と労働市場への再統合のメカニズムが働かないまま就労不能給付の受給者は増え、90年代初頭には人口1500万人強の国で100万人に迫り、労働力人口の1割を優に越えた (Aarts et al. 1996)。

そもそもオランダでは、再就労のインセンティブが弱いばかりか、失業者・求職者への就労支援体制も90年代前半まで極めて貧弱であり、失業の長期化を引き起こしていた。1992年から93年にかけて、各地の職業局 (arbeidsbureau)の就労支援事業につき、特に長期失業者 (失業期間が1年を超える失業者) 対策を対象に会計検査院 (Algemene Rekenkamer)による検査が実施されたが、結論は極めて厳しいものだった。議会に提出された報告書によると、調査対象となった都市部の職業局のほとんどは、長期失業者に対する対策が著しく不十分と判定されている<sup>4)</sup>。すなわち、長期失業者のうち、職業局によって適切な個別診断 (diagnose) や具体的な就労計画 (actieplan) が取られた人は全体の3割に満たず、事実上何の対応もなかった割合は3割に及んでいる。また職業局

担当者との面接や職業訓練を本人都合により欠席・放棄した場合にも、福祉給付の給付機関に通報するなどの制裁はまずない。そして低学歴、健康上の問題、あるいは極めて長期にわたる失業などの理由で特に就労機会に乏しい就労困難者層(kansarmen)に対しては、本来特別な配慮を払うことが求められているにもかかわらず、やはり具体的な対応が取られていないことが多い。こうして失業の長期化の防止が進まないなか、1991年の時点で長期失業者が失業者数(60万5000人)の半数を超える32万2465人(53%)に達する結果となった。この報告書により、労使はもとより政府機関の側も福祉給付・失業の長期化に無策である現実が明らかとなったのである。

### III ルベルス政権下の改革

オランダにおける福祉国家改革の開始を告げたのは、三次にわたるルベルス政権(1982～94年)である。受給者数の肥大化を抑え、過重な財政負担の解消を目指して、ルベルス政権は拡大を続けてきたさまざまな福祉制度について初めてといえる改革に着手した。

まず87年には、失業保険・疾病保険・就労不能保険などの被用者保険において、従前賃金の80%を保障していた給付水準が70%に引き下げられた。また最低福祉給付額の最低賃金への連動制も廃止される。最も大きな変化を蒙ったのは失業手当である。6カ月間の失業手当が終了すると追加給付(vervolguitkeringen)に移行するが、もはやこの追加給付は自動的に受給されることはなく、過去5年間のうち3年以上の雇用期間が必要条件とされたほか、支給期間も就労歴と年齢に応じて短縮された。

また就労不能保険の審査も厳格となり、従来曖昧な運用によって受給者を大幅に増加させてきた「労働市場配慮」が廃止される。92年に成

立した就労不能者数抑制法(Wet terugdringing arbeidsongeschiktheidsvolume)では、「ボーナス・罰金制」(bonus-malussysteem)と呼ばれるインセンティブ・システムが導入された。雇用者は、就労不能者の増加に従って一般就労不能保険基金(Algemeen Arbeidsongeschiktheidsfonds)に罰金(最高額は半年分の賃金に相当)を支払う一方、就労不能者を1年以上雇用した場合にはボーナス(半年分の賃金に相当)を受け取ることができる。また若年層への就労不能給付支給の限定、就労不能給付受給者への再診断の開始などが進められた(Aarts et al. 1996)。

また、93年8月に施行された就労不能保険申請者抑制法(Wet terugdringing beroep op de arbeidsongeschiktheidregelingen)では、翌年から就労不能保険の受給を始めるケースにつき、給付期間や給付率を削減する改革が成立した。すなわち94年1月以降に就労不能保険の受給を開始した場合、就労不能給付の期間は開始年齢に連動することが定められ、しかも期間は最長で6年となった。しかも70%受給期間終了後の追加給付については、給付率も開始年齢に連動することになる。この結果、受給開始年齢が低ければ低いほど、就労不能給付の期間は短く、また給付率は減少する。

同様に疾病保険についても、94年より、雇用者に開始後6週は給付額を全額負担する義務が課せられ、雇用者の予防努力の喚起が図られた。

ただルベルス政権下の福祉改革は、概して給付水準や給付期間の削減、審査基準の変更といった小手先の手直しにすぎなかった。失業給付の受給者は減少したが、これは賃金抑制や経済情勢の好転による雇用機会の増加によるものであり、就労不能給付の受給者はほとんど減少しなかったのである。またボーナス・罰金制度は導入されたが、実際にはほとんどボーナスが支給されたケースはなかったといわれている。86年には障害労働者雇

用法が制定され、就労不能保険受給者の雇用促進が図られたが(3~7%の割当制)、企業側がこれに応じることはほとんどなかった。最大の問題は、被用者保険の分権的運営が温存されたことであり、各産業の労使は依然として就労不能保険を労働市場からの手軽な退出方法として利用し続けた。またルベルス政権期には雇用を促進する具体策も進まず、前述のように会計検査院による批判的な報告が出される結果となった。福祉給付への依存を断ち、具体的に就労への道筋を作っていく発想はこの時期にはまだ乏しかったといわねばならない。政権末期の1994年、オランダでは493万6000人の就労者数に対し、社会保障給付の受給者総数は436万8000人にのぼっていた。賃金に占める保険料負担は労働者負担が20.35%、雇用者負担は26.15%に達し、OECD諸国で最高水準となった。

しかし、1994年に「紫連合政権」(paarse coalitie)が成立すると、この政権下でさまざまな重要な改革が実現する。

#### IV コック政権下の改革

1994年選挙において、国民的支持を受けるルベルス首相が引退し、魅力ある後継首相候補を擁立できなかったキリスト教民主アピール(77年に3つのキリスト教民主主義政党が合同して成立)は、前回選挙で獲得した54議席を34議席に減らす大敗を喫し、初めて政権を離れることになった。これにより1918年以来与党の座にあったキリスト教民主主義政党は76年ぶりに下野し、代わって労働党のコックを首班とし、労働党、自由民主人民党(自由主義右派)、民主66(自由主義左派)からなる「紫連合政権」が成立した。

この紫連合政権は、ヨーロッパ統合と経済のグローバル化が進展するなかで、単なる社会保障の縮小ではなく、労働力の再活性化と雇用の創出を

進めて経済を活性化させることを目指し、積極的な雇用・福祉政策を掲げた。「雇用、雇用、さらに雇用」が政権のキーワードであり、キリスト教民主主義政権のもとで築き上げられてきた、雇用よりも所得保障を重視する20世紀オランダの福祉国家の伝統からの決別を志向したのである。

先に述べたように、この政権下の改革は主に3点、すなわち①大陸型福祉国家の分権性の克服、②福祉給付受給者の就労促進の強化、③就労支援政策の導入、に分類することができる。二期にわたるコック政権において、改革は以下のように進められた。

##### 1 第一次コック政権：分権的制度改革

紫連合政権下の改革の第一に挙げるべきは、大陸型福祉国家の特徴を色濃く保持していた、就労不能保険をはじめとする被用者保険の運営制度そのものの見直しである。産業別の労使が被用者保険の運営を一手に握り、労働力の退出を進める現行制度への批判の高まりを背景に、コック政権は95年から97年にかけて第一次の制度改革を実現させた。

この制度改革の動きは、そもそも1992年3月、会計検査院が社会保険協議会の監督機能の欠陥を指摘したことを受け、当時野党だった自由民主人民党、民主66、グリーン・レフトの3党が、社会保険の運営全般に関して調査を申し立てたことに始まる。社会保険協議会はオランダの社会保険に関する最高監督機関であったが、政労使の三者が委員を選出し、事実上労使が実権を握っていた。9月には下院に調査委員会が設置され、ブルメイエル(労働党)を委員長として、疾病保険、就労不能保険、失業保険などの被用者保険の現状と問題点について包括的な調査を開始した。この委員会は1年に及ぶ活動期間のあいだに、社会保険関係者84名を対象とした聞き取り調査、45名を招致した公開聴聞会、実地調査など精力的な調査を行い、

翌93年9月、400ページを超える大部の報告書（『社会保険関連法の執行機関の機能に関する議会調査報告』）を完成させて下院に提出した<sup>5)</sup>。

この報告書の中で委員会は、オランダにおける被用者保険の歴史的背景と現状に関する詳細な分析を行った上で、社会保険協議会・産業保険組合など各レベルで、労使（ソーシャル・パートナー）が自律的に運営する被用者保険制度が、保険給付の受給者を抑制するどころか野放しにしてきたことを明らかにし、厳しく批判した。すなわち80年代以降の産業再編期において、労使は相互の対立回避も兼ねて、生産性の低い労働者について積極的に疾病保険、就労不能保険を利用して退出を進めてきた。「多くの場合、労働者が疾病を事由として欠勤することは、労使両者にとって都合のよいことだった…問題が生じた場合に、その労働の現場で問題を解決することはなかったのである」<sup>6)</sup>。そして報告書は、労使、政府、主要政党も事態を放置してきたとして断罪した。「議会は無力であった。それは政府や労使においても同じことであった。長年にわたって何一つ変化はおきなかった」（同報告書410ページ）。

その上で報告書は、現行の制度が労働市場からの退出のみ促進し、労働参加を進める方向に全く作用していないとして、労使の影響力の排除、福祉給付より再就労を優先する仕組みの導入など、制度全体の根本的見直しを勧告する。

1994年に紫連合政権が成立したさい、与党3党はこのブルメイエル委員会の勧告を大筋として受け入れる。そしてまず第一次コック政権において、二度にわたり（95年、97年）社会保険組織法（Organisatiewet sociale verzekeringen）の改正が行われ、被用者保険の大規模な制度改革の第一弾が実現した。

すなわち、この法改正によって従来19ほど存在していた産業保険組合はすべて廃止され、被用者保険の運営を担う単一機関として全国社会保険機

構（Landelijk Instituut Sociale Verzekeringen）が新設されて、産業の枠を越えた一元的な保険の運営を行うこととなった（2002年さらに新組織に改組<sup>7)</sup>）。しかもその執行委員会の委員の3分の2は労使指名とはいえ、4年任期の委員長は政府によって任命され、政府の意向を直接反映することが可能となった。また労使が事実上支配下に置いてきた共同医療サービス機構の業務も、この全国社会保険機構に移管された。

そして労使が多数を占める社会保険協議会に代わって社会保険の監督機能を担うのが、3名の政府任命委員のみからなる社会保険監督委員会（College van Toezicht Sociale Verzekeringen）である。この委員会は、先述の全国社会保険機構や、老齢年金・遺族年金などの国民年金関連の業務を行う社会保険銀行（Sociale Verzekeringsbank）の活動を監督することとされ、やはり労使の利害を超えて政府が監督することを可能とした<sup>8)</sup>。この社会保険組織法の改正にさいしては、野党のキリスト教民主アピールもほとんど反対することはなかった<sup>9)</sup>。紫連合政権の目指した利益団体の制約から自由な政策形成、すなわち「政治の優位」のもと、これらの制度改革で従来のような労使の関与は大幅に限定され、社会保険協議会・産業保険組合・共同医療サービス機構を通じて受給者の認定に決定的な影響力を保持してきた各産業の労使は、その影響力を明らかに後退させた。

また被用者保険における一定のインセンティブの導入も進められた。疾病保険や就労不能保険については、各企業の支払う保険料を、当該企業における保険の適用者数に応じて増減させる方式が導入された。これにより、各企業が余剰人員の削減手段として就労不能保険を利用するのではなく、むしろ保険料の削減を目指して適用者数の抑制に努力することが期待されている。

また第一次コック政権においては、労働市場への参加を重視し、福祉給付受給者の就労促進政



策も本格的に導入された。1996年の改革により、公的扶助給付の受給者には厳格な求職義務が課せられた。給付期間が6カ月延長されるごとに受給者に割り当てられる職業ランクは1ランクずつ下げられ、この斡旋に応じない場合には、状況に応じて給付金のカット(5%から100%に至る段階がある)という制裁が課せられることになった。また95年の改革は、失業給付の受給にさいして求職活動や職業訓練への参加を条件付けた。

公共部門を通じた雇用拡大も、第一次コック政権下で本格的に始動した。労働党のメルケルト社会相のもと、就労機会に乏しい長期失業者や若年労働者に雇用機会を与えるため、軽作業を中心とする公的雇用が進められ、これにより10万人弱が雇用されている。また企業に対する補助金の給付(限度額は年間賃金の25%)を通じ、やはり非就労者の雇用の促進が図られた。

## 2 第二次コック政権

### —「給付所得より就労を」—

1998年の選挙で紫連合与党は議席を上積みし、コック政権は二期目に入る。連合与党による政権協定に基づき、この政権下でさらに多様な雇用・福祉政策関連の改革が進められた(Verhoeven 2002)。なかでも2002年1月に施行された「雇用・所得執行組織構造法」(Wet structuur uitvoeringsorganisatie werk en inkomen)は重要である。「給付所得より就労を(werk boven inkomen)」をキー・コンセプトとして設計されたこの新制度の始動により、前述の被用者保険の制度改革が一層進展すると同時に、かつては分断されていた福祉政策と雇用政策の連動が本格化する。就労促進を掲げて進められた、紫連合の8年にわたる福祉国家改革の集大成といえるであろう。そのさい第一次コック政権下で設立された全国社会保険機構と社会保険監督委員会は、いずれも新組織に改編された。

この改革の最大の眼目の一つが、自立行政機関

としての「雇用・所得センター(Centra voor werk en inkomen)」の設立である。雇用・所得センターの支所は2002年1月より全国の主要都市に設置され、その数は131を数える。従来、職業紹介機能と就労支援機能を兼ね備えてきた職業安定機構(arbeidsvoorzieningsorganisatie)の職業紹介部門と、自治体の生活保護行政部門の一部が統合されて成立したものである。他方、職業安定機構の就労支援部門は民営化され、KLIQという就労支援企業として再出発している。

雇用・所得センター設立の基本的発想にあるのは、従来分断されていた福祉給付の申請と職業紹介を統合して扱い、再就労への道筋をつけることで、福祉給付受給者の労働市場への円滑な復帰を促進することである。雇用・所得センターは給付申請の受付と職業紹介の二つの機能を併せ持つが、そのさい担当の窓口は同一である。失業保険や生活保護などの申請者は、基本的に雇用・所得センター内の同一の窓口で申請を行うとともに、職業紹介を受けることになる。この「単一口」(één loket)方式により、従来のように給付申請や職業紹介のためにさまざまな機関を訪ねる必要が減少する。

では、雇用・所得センターにおいて、再就労への道筋は具体的にどのように設定されているのだろうか。

雇用・所得センターを訪れる失業保険・生活保護給付の申請者は、雇用・所得センターの求職データや職業紹介を用いても直ちに就職できる可能性がない場合には、その就労可能性に関する審査を受ける<sup>10)</sup>。すなわちセンターの担当者(consulent)は、対象者との間で行う簡易職業機会判定(kansmeter)、職業能力判定インタビュー(kwalificerende intake)の結果や、当人の職歴、学歴、志向、身体的・精神的問題などを勘案して、当人の就労可能性を測定する。

測定の結果、対象者はその「労働市場への距離

(afstand)」に応じて、4段階に区分される。第1段階 (fase 1) と判定された対象者は、支障なく就労可能とされ、訓練などの補助を経ずに直ちに就労すべきものとみなされる。第2段階 (fase 2) は、一定の訓練や指導を経れば、1年以内に就労可能であるということの意味する。第3段階 (fase 3) の場合はより就労が困難であり、一年程度の訓練や指導を経て就労可能となる見込みである、ということの意味する。第4段階 (fase 4) は当面就労不可能を意味する。センター担当者はこの判定結果をもとに対象者に関する勧告文書を作成し、給付機関 (uitkerende instantie) に送付する。給付機関は、生活保護申請者の場合は自治体の公的扶助部局であり、失業保険申請者の場合は被用者保険執行機構 (後述) である。この給付機関が、給付の可否、対象者に対する職業訓練などの内容について最終的な決定を行う。従来、申請者はこれらの給付機関に最初に足を入れて申請を直接行っていたが、改革後は雇用・所得センターで申請を行わざるを得なくなり、職業紹介や就労可能性に関する面接・判定を経てようやく給付にたどり着く、という形態に変化した。そして申請者は受給に当たり、就労への道筋を描いた「軌道プラン」(trajectplan) に同意する旨署名し、軌道プランに示された職業訓練などの義務を履行しなければならない。福祉給付受給者と給付機関の間に一種の「契約」的発想を導入することも、この制度改革のひとつの趣旨であった。

生活保護の場合には、従来と同様、給付機関は自治体の公的扶助部局である。しかし失業保険の場合、給付機関となるのは、新設の「被用者保険執行機構 (Uitvoeringsinstituut Werknemersverzekeringen)」である。

この被用者保険執行機構は、2002年1月、雇用・所得センターの設立と同時に設立された。前述の被用者保険の制度改革の第二弾であり、97年に設置されたばかりの全国社会保険機構(先述)、

そして5つ存在していた被用者保険の執行団体はここに吸収合併された<sup>11)</sup>。この機関は失業保険や就労不能保険をはじめとする各種の被用者保険につき、保険料の徴収と保険給付の支給、給付資格の判定など、運営全般を一括して扱う。かつての産業保険組合と異なり、この新機関は就労不能給付などの申請に対し厳しいチェックを行っており、雇用者側の防止努力の不足などを理由に申請を却下する例も少なからず生じている<sup>12)</sup>。

また社会保険全般に関する監督機関として、第一次コック政権下で設置された社会保険監督委員会と社会問題雇用省の監察部 (directie toezicht) の両機関が合併し、「雇用・所得監察局」(Inspectie Werk en Inkomen) が設立された。

### 3 就労支援政策

雇用・所得執行組織構造法は以上の機構再編とあわせ、就労支援事業に市場原理を導入した。給付機関は就労支援サービスを市場で調達することが義務付けられている。まず自治体は、「雇用・所得センター」経由で申請した生活保護受給者をはじめとする各種給付受給者を対象に、入札によって就労支援企業を選定し、就労支援事業を発注しなければならない。しかも2002年1月より、遺族年金 (nabestaandenuitkering) の受給者や、就労を目指す主婦のような社会保障給付の対象でない求職者に関しても、自治体が就労に責任を負うことが定められた。また被用者保険執行機構の場合には、「雇用・所得センター」経由の失業保険受給者や、就労不能保険などその他の被用者保険の受給者を対象として、やはり就労支援サービスを市場で調達する。

就労支援サービスを購入するのは公的機関に限らない。一般企業においても、被用者が疾病保険や就労不能保険の適用を受けると、当該被用者に復帰可能な職場環境を用意できない場合には、再就労を目標として個々人に応じた軌道プラン(原則

として最長1年)を作成し、就労支援サービスを購入して他企業への再就職が可能となるよう努めなければならない。そのさい、該当者に対する就労支援活動が開始された時点で、サービス購入費用の50%が被用者保険執行機構から基礎補助金(basissubsidie)として企業に交付される<sup>13)</sup>。しかも該当者が、就労支援活動終了後3カ月以内に他企業に雇用され、かつ26週以上にわたって雇用が継続して生計を維持することができた場合には、残る50%の購入費用も配置補助金(plaatsingsubsidie)として被用者保険執行機構より交付される。

購入される就労支援サービスは、職業訓練、職業選択テスト、面談、求職補助、面接トレーニング、就職後の指導などが含まれる。

以上の就労支援サービス利用の義務付けによって、大規模な就労支援市場の成立が見込まれている。特に入札を介したサービス購入を通じて、就労支援企業相互の競争を促進し、安価で効率的な就労支援サービスの供給を確保することが目指されている。サービスの供給は基本的に民間にゆだね、公的機関が購入者となる「準市場」が形成されつつある。

具体的な契約例を見てみよう(Kusiak 2002)。オランダ南部の工業都市であり、フィリップス社の本拠地があることで知られているエイントホーフエン市では、2002年度は市が次のような段階を経て3社の就労支援企業と契約を締結した。まず市当局は、新聞やインターネットに広告を掲載して、面接から職業訓練、再就職後のアフターケアに至る就労支援サービスを募集した。これに応募した業者数は30程度であり、市側で業者の経営の安定度などを考慮して12業者に絞った上で、実施予定のサービス計画を提出させた。そして検討の結果、前述の職業安定機構が民営化されて再出発したKLIQを含む3企業が選定され、これらの企業に第2・第3段階の対象者350名、第4段階の対象者400名の就労支援が託された。

しかも報酬は成果連動型である。対象者が就職できなかった場合には、企業に支払われるのは就労プランの作成にかかる費用に限定される。満額が支払われるのは、該当者が就職し、しかも6カ月以上継続した場合に限られる。また企業側はあらかじめ対象群について就職率の予測を明示し、これを下回った場合には根拠を明示して説明を行う義務が生じる。

同じ南部の都市ティルブルフでは異なった方法が採用された。エイントホーフエンのように対象者の処遇を面接からアフターケアまで一貫して同一企業に発注する方法と異なり、ティルブルフでは処遇の個別の局面ごとに発注する方法を取っている。例えば2002年には、ティルブルフ市は750名の対象者の個別診断の実施について、6社と契約を締結した<sup>14)</sup>。この方式の背景には、就労支援企業ごとに優位性を持つ分野があり、個別診断や職業訓練、求職活動など段階に応じて最適の企業に委託するほうが効果的である、とする判断がある(Kusiak 2002)。

いずれの方法を採用するにせよ、2002年改革によって大きく変化したのは、「クライアント中心」という発想のもと、対象者の個別の状況に応じた就労支援策が重視されるようになったことである。市の生活保護担当者はこの改革により、「ケースマネージャー」(casemanager)として位置付けられ、個別の対象者の案件ごと、生活指導から就労支援企業への委託に至るまで幅広い選択肢の中から適切な対応方法を決定し、実施する役割を託されている。特にオランダ中部の都市ライデンでは、生活保護の受給者自らが就労支援企業を選択するという試みがなされており、全国唯一のケースとして注目されている。「クライアントに選択権を与えること」で当人の意欲を喚起し、効果的に就労に結びつけることが狙いとされる(Bakker and Eerkert 2002)。各地の自治体が試行錯誤しつつ、アイデアを競い合っている状況も見取れる。

#### 4 労使の排除と抵抗

以上の改革により、20世紀を通じて被用者保険の運営をはじめ福祉政策に深くかかわってきた労組と雇用者団体は、その影響力を大きく減少させた。改革の過程では、労使双方から反発も生じている。

特に1999年末、雇用・所得執行組織構造法の政府提案が具体化したさい、労使は一致して強い反対を表明した。改革により被用者保険の運営と就労促進事業が完全に労使の手を離れ、政府機関である被用者保険執行機構と雇用・所得センターにゆだねられることに危機感を抱いたのである。オランダ労働組合連盟のデ・ワール委員長は、被用者保険は「われらの保険 (onze verzekering)」であり、「われわれ労使の支出」に基づくにもかかわらず、政府がその役割を奪うことは「国家社会主義 (staatsocialisme)」にも比すべき暴挙であると激しく批判し、労使は足並みをそろえて政府との交渉さえ拒否する強硬策に出た (de Volkskrant 24-11-1999)。しかしデ・フリース社会相 (労働党) ら政府側は当初案を貫き、最終的に労使は翌2000年初め、雇用・所得協議会 (Raad voor Werk en Inkomen) への参加を通じて一定の影響力が確保されたとして妥協し、対立は収束した (de Volkskrant 15-1-2000)。この協議会は雇用・福祉政策に関する諮問機関として2002年に設立される機関である。毎年春に雇用・社会保障分野の政策に関して「政策枠組 (Beleidskader)」と呼ばれる答申を作成し、社会相に提出するなどの政策提言を行うほか、就労支援企業に対する評価活動、雇用創出のための補助金交付も行う<sup>15)</sup>。しかしこの協議会には労使のほか自治体の代表も参加し、かつてのように労使が排他的な影響力を行使することはもはや不可能である<sup>16)</sup>。既得権益に固執する労使の行動には批判の声も強く、この一件は労使の存在感の低下を印象付ける結果となった<sup>17)</sup>。

#### おわりに

本稿で見たように、コック政権下の一連の改革によって、従来所得保障に偏り、雇用政策の欠如と分権性を特徴としてきたオランダの福祉国家は重大な変化をとげ、ワークフェアを重視する就労促進型の福祉国家へと転換しつつある。特にその改革が、ワークファースト・モデルとサービスインテンシブ・モデルの双方の要素を取り入れることで「大陸型」福祉国家の隘路の克服を試みるとともに、就労支援サービスについて大規模な「準市場」の創設を伴ったところに特徴がある。

もちろんこれらの改革は一朝一夕に効果をあげるものではない。例えば2002年末の時点で就労不能保険関連の給付受給者は合計99万3000人を数え、ほとんど減少していない<sup>18)</sup>。また雇用・所得センターについても、従来の職業安定行政の継続にすぎず、「クライアント中心」に程遠いとの批判もある (Van der Kooij 2003)。しかし他方では、改革の成果が徐々に表れているという見方も可能である。例えば労使の手を離れた受給資格の認定は厳格となり、就労不能度100%の判定を受ける新規受給者の割合は明らかに低下した (Trouw 25-2-2003)。紙幅の都合により本稿ではふれることができなかったが、コック政権下では女性の就労促進、パートタイム労働をめぐる法整備、育児・介護支援の拡充などの重要な改革も進んでいる。この世紀転換期の諸改革が、19世紀末に始まるオランダの福祉国家の歴史のなかで、ひとつの重要な転換点として記憶されることは確かであろう。また特に雇用・所得センター設置を軸とする雇用政策と福祉政策の連携、就労支援企業を活用した就労促進政策の導入などは、日本の分脈においても十分参考に値する改革例であるように思われる。

投稿受理 (平成15年4月)  
採用決定 (平成15年7月)

## 注

- 1) 正確には76年以降、就労不能保険は18歳から64歳に至る全住民を対象とする国民就労不能保険と、これに加えて産業別に被用者を対象とする付加就労保険の二階建て構造となっており、前者が最低賃金の70%に相当する額を支給し、これを越える部分を後者が支給する仕組みになっている。国民就労不能保険は76年の一般就労不能保険法 (*Algemene Arbeidsongeschiktheidswet*) に基づき導入された。
- 2) 87年の改革まで失業給付は、開始後6カ月は従前賃金の80%を支給する短期失業給付、そしてそれ以降2年間は従前賃金の75%を支給する長期失業給付の二段階で構成されていた。
- 3) 共同医療サービス機構の執行委員会は、労使それぞれの中央団体・産業別団体の選出する委員を中心とし、障害者団体の推薦する2名の委員も加わって構成されていた。
- 4) *Bestrijding langdurige werkloosheid door arbeidsbureaus, Handelingen der Staten-Generaal, vergaderjaar 1993-1994*.
- 5) *Enquête naar het functioneren van de organen belast met de uitvoering van de sociale verzekeringswetten, Handelingen Tweede Kamer, vergaderjaar 1992-1993*.
- 6) 調査報告書の下院審議におけるブルメイエル委員長の説明。18 november 1993, *Handelingen Tweede Kamer, vergaderjaar 1993-1994, 27-2007*.
- 7) なお全国社会保険機構のもとで実際の保険業務の運営に当たるのは、各産業部門ごとに設置される保険執行機関 (*uitvoeringsinstellingen*) だった。Wet van 26 februari 1997 tot wijziging van de uitvoeringsorganisatie sociale verzekeringen (*Organisatiewet sociale verzekeringen 1997*), *Staatsblad van het Koninkrijk der Nederlanden, 1997*.
- 8) 社会保険監督委員会自体は、全国社会保険機構の設置 (97年) に先駆けて94年の社会保険組織法改正により設置されている。Wet van 27 oktober 1994, houdende de aanpassing van de uitvoeringsorganisatie sociale verzekeringen (*Organisatiewet sociale verzekeringen*), *Staatsblad van het Koninkrijk der Nederlanden, 1994*.
- 9) キリスト教民主アピールのピースフーフエルも法案審議のなかで、「産業保険組合はその使命を終えた」として法改正に賛意を表している。21 november 1996, *Handelingen Tweede Kamer, vergaderjaar 1996-1997, 29-2357*.
- 10) なお雇用・所得センターの利用者には、給付の申請者のみならず、就職データや職業紹介を利用する主婦・新卒者などの一般の求職者も含まれる。
- 11) 雇用・所得センターや被用者保険執行機構の設立と併せて、2002年より合同複合庁舎の設置も本格化した。主要都市に置かれるこの合同複合庁舎には、雇用・所得センターと被用者保険執行機構はもちろん、自治体の公的扶助部門、就労支援企業、派遣企業なども事務所を構えることが想定されている。これにより相互の円滑な連絡を促進するとともに、給付申請者、求職者、求人企業にとっても利便性の高い場となることが期待されている。
- 12) 2002年4月には受給者抑制法 (*Wet Verbetering Poortwachter*) も施行され、これにより雇用者は職場で病欠者が発生した場合、労働環境コンサルティング機関 (*arbodienst*) と協力しつつ、再就労に向けた措置を所定の期間内に行うことが義務付けられた。雇用者側の遅滞が認定された場合には、被用者保険執行機構は保険給付を拒否するとともに、雇用者に該当者への賃金の支払いを全額負担させるなどの制裁措置を発動できる。ただこの雇用者義務の強化に対しては、中小企業などから強い不満も出ている。
- 13) 補助金の交付対象となるためには、就労支援活動の内容・目標が再就労に結びつく適切なものであり、期間・金額が妥当であることが条件となる。
- 14) 企業間競争を促進するため、複数の企業と就労支援サービスの購入契約を結ぶことが薦められている (*van Wijchen and Esser 2001*)。
- 15) 雇用・所得協議会は「失業者ならびに失業の脅威の下にある被用者による欠員補充促進規程」に基づき補助金の交付を行うことができる。この補助金は40名以上の雇用を創出するプロジェクトを実施する企業に交付され、年額9000万ユーロの予算が割り当てられている。*SER Bulletin, Vol.42, no.6, June 2002, pp. 11-13*.
- 16) 雇用・所得協議会の委員は15名であり、雇用者団体・労働組合、そしてオランダ自治体連盟から5名ずつ委員が選出される。また議長はこれら委員とは別に政府によって指名される。
- 17) ところで、このような福祉政策の形成・執行過程における労使の影響の低下を指摘するのであれば、「オランダモデル」論のように、政労使の協調に基づく経済運営の成功を重視する見方との関係が問題となろう。実際オランダでは、第二次世界大戦後、政労使からなる社会経済協議会、労使の中央協議機関である労働協会などを通じて労使が社会経済政策全般に深くかかわってきた (水島 2001)。近年では、時短と賃金抑制をセットにしたワークシェアリング、労働形態や労働時間の柔軟化など、労働市場関連の改革において労使が重要な役割を果たしており、オランダモデルの名を国際的に有名ならしめている。しかしながら他方では、労働市場政策のような労使団体みずからが当事者である分野を越えて、福祉政策や環境政策・消費者保護政策など、社会経済政策全般に対し

て労使が社会経済協議会などの機関を通じ、排他的な影響を与えていることに対する批判は年々強まっている。福祉政策に関しては、労使が一致して就労不能給付などの諸制度を維持し、負担を外部的化しているとの見方が1990年代には一般的となった。福祉制度改革をめぐる1999年の一連の騒動のさいも、マスコミの反応は労使に冷淡であり、ある有力紙は社説で「(今次の改革は)労使、とりわけ労働組合にとっては痛みを伴う改革だろう。しかし結局のところ、社会保険の問題は公共の問題 (publieke aangelegenheid) なのである」と結論付け、労使を排除する改革プランを公共の利益に資するものとして全面的に支持している。de Volkskrant, 24-11-1999。また消費者保護政策については、最近も消費者団体の代表が「労使は一体となって企業側に立ち、消費者の利益を損ねている」という内容の強い批判を社会経済協議会に浴びせかけた。「(労使は) 同じ穴のむじな (twee handen op één buik) にすぎない」というのである。SER Bulletin, Vol.43, no.5, May 2003, pp. 12-13。脱工業社会に入って政策形成を取り巻く環境が複雑化し、利益代表方法も多元化する中で、労働組合と雇用者団体という特定の旧来型の組織が労働市場政策を越えて社会経済政策に排他的な影響力を行使し続けることは困難になっているといえよう。

- 18) 就労不能保険 (WAO), 自営業就労不能保険 (WAZ), 若年就労不能者 (Wajong) の合計数。Het Financieel Dagblad, 25-2-2003。

#### 参考文献

- Aarts et al., eds. 1996. *Curing the Dutch Disease: An International Perspective on Disability Policy Reform*. Aldershot: Avebury.
- Bakker, Hanneke and Peter van Eekert. 2002. "Kiezen voor Keuze." *Maandblad Reïntegratie* 2 (12), December 2002: 23-27.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1996. "Welfare States without Work: The Impasse of Labour Shedding and Familialism in Continental European Social Policy." In *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, edited by Gøsta Esping-Andersen: 66-87. London: Sage.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford: Oxford University Press. (渡辺雅雄・渡辺景子訳「ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学—」桜井書店, 2000年)
- Giddens, Anthony. 1998. *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*. Cambridge: Polity Press.
- Hemerijck, Anton, Philip Manow and Kees van Kersbergen. 2000. "Welfare without Work?: Divergent Experiences of Reform in Germany and the Netherlands." In *Survival of the European Welfare State*, edited by Stein Kuhnle. London: Routledge.
- van Kersbergen, Kees. 1995. *Social Capitalism: A Study of Christian Democratic Welfare State*. London: Routledge.
- van der Kooij, Martijn. 2003. "De teloorgang van het CWI." *Binnenlandsbestuur*, 14-2-2003: 3.
- Kusiak, Loek. 2002. "Gemeenten kritisch bij aanbesteding reïntegratietrajecten." *Sociaal Bestek*, February 2002: 8-11.
- Verhoeven, Jan Piet. 2002. "Regeerakkoord 1998: Effecten op social beleid." *Sociaal bestek*, November 2002.
- Vlek, Ruud. 1997. *Inactieven in actie: Belangenstrijd en belangenbehartiging van uitkeringsgerechtigden in de Nederlandse politiek 1974-1994*. Groningen: Wolters-Noordhoff.
- van Wijchen, Carolien and Rob Esser. 2001. "Inkopen van reïntegratietrajecten en casemanagement gaan hand in hand." *Sociaal Bestek* 9: 10-13.
- 小越洋之助 1998「オランダにおける就労インセンティブ政策と社会保障」『海外社会保障研究』第125号, pp. 24-38
- 下平好博 2001「グローバル化と『雇用レジーム』」三重野卓編『福祉国家の社会学』東信堂, pp. 140-174
- 水島治郎 2001『戦後オランダの政治構造—ネオ・コーポラティズムと所得政策—』東京大学出版会
- 水島治郎 2002「大陸型福祉国家: オランダにおける福祉国家の発展と変容」宮本太郎編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房, pp. 117-148
- 宮本太郎 2002a「社会民主主義の転換とワークフェア改革—スウェーデンを軸に—」日本政治学会編『三つのデモクラシー—自由民主主義・社会民主主義・キリスト教民主主義—』岩波書店, pp. 69-88
- 宮本太郎 2002b「福祉国家再編の規範的対立軸—ワークフェアとベーシックインカム—」『季刊社会保障研究』第38巻第2号, pp. 129-137

\* 本稿は、2002～03年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B))による研究成果の一部である。本稿のもととなる調査にさいしては、オランダ雇用・所得センター中西部地域局のファン・ウェテン(M. van Wetten)、ビーフェル(J. P. Biever)の両氏から多大な協力をいただいた。改めて感謝申し上げたい。

(みずしま・じろう 甲南大学助教授)